

M a d e i n いせさき・地域ブランド研究会規約

(名称)

第1条 本会は、「M a d e i n いせさき・地域ブランド研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 研究会は、市長が設置する。

(目的)

第3条 研究会は、本市のブランド力を高めるため、市内の企業及び団体等が連携しながら、その手法又は製品の研究等を行い、その成果を広く発信し、本市の知名度を向上させるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究のための会議の開催
- (2) 成果の発表及び発信
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 会員は、第3条の目的に賛同する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を置く企業、団体及び個人事業主のうち、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会又は佐波伊勢崎農業協同組合の推薦を受けた者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(役員及び定数等)

第6条 研究会に幹事を置く。

2 幹事は、会員のうち、次に掲げる者から市長が指名する。

- (1) 市内に事業所を置く企業
- (2) 伊勢崎商工会議所
- (3) 群馬伊勢崎商工会
- (4) 佐波伊勢崎農業協同組合
- (5) 学識経験者
- (6) 伊勢崎市
- (7) 第9条に定める専門部会の部会長
- (8) その他市長が必要と認めた者

3 研究会に次のとおり会長及び副会長を置き、幹事の互選によってこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

4 幹事、会長及び副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員の職務及び権限)

第7条 会長は会務を総理し、研究会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会を構成し、業務の執行を決定する。

(会議)

第8条 研究会は次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 幹事会

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 研究会に、専門的事項について研究及び検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部員は、会員をもって充てる。

3 専門部会に、部員の互選による部会長を置く。

4 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

(事務局)

第10条 研究会の事務局は、産業経済部企業誘致課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。